

毎週火、金曜日発行(但し休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第十四号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。  
目次第五章中「第十五節 鳥取県農産物門司あつ、旋所」を「第十五節 鳥取県農産物門司あつ、旋所」に改める。  
第十二条農政課第十二号中「農産物門司あつ、旋所」を「農産物小倉あつ、旋所」に改める。

第五十七条の表商工課中  
「鳥取県地代家賃」  
地代家賃統制令第十五条第一項の規定による知事の行う地代又は家の賃額の停止統制額又は認可統制額の認可又は減額に対する意見の答申に関する事務

- ◆規則
- ◆告示
- ◆核査予防法による医療機関の指定
- ◆昭和三十三年度農林漁業地域の指定
- ◆食糧管理法による職務の執行に関する証票の変更の交付
- ◆完全給食実施の承認
- ◆建設業者の変更登録
- ◆基本測量の実施
- ◆並びに実施計画案中一部訂正
- ◆選管告示 衆議院議員総選挙鳥取選挙区における當選人で當選証書を附与した者
- ◆定例教育委員会の招集
- ◆教委告示
- ◆人委告示
- ◆職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- ◆給料表の適用範囲に関する規則の一部改正
- ◆公報
- ◆昭和三十三年度林業改良指導員資格試験の実施

「鳥取県二級建築士選考委員」  
「鳥取県二級建築士選考委員」  
「鳥取県二級建築士選考に係る事務」  
「鳥取県農産物小倉あつ、旋所」を  
規定期による知事の行う地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の増額の認可又は減額に対する意見の答申に関する事務」

を削り、同条の表建築課中

(小倉あつ、旋所の位置)  
の調査及び連絡を行う機関とする。

第八十七条の七 鳥取県農産物小倉あつ、旋所は、小倉市浅野町に置く。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年五月一日から適用する。

「鳥取県二級建築士選考に係る事務」  
「鳥取県農産物小倉あつ、旋所」を「  
地代家賃統制令第十五条第一項の規定による知事の行う地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の増額の認可又は減額に対する意見の答申に関する事務」

に改める。

第五十八条第二項中「鳥取県農産物門司あつ所」を「  
鳥取県農産物小倉あつ、旋所」に改める。

第五章中第十五節を次のように改める。

第十五節 鳥取県農産物小倉あつ、旋所

第八十七条の六 鳥取県農産物小倉あつ、旋所は、本県農産物の販売あつ、旋、市況の速報並びにこれに伴う各種

(小倉あつ、旋所の設置)

第十五節 鳥取県農産物小倉あつ、旋所

鳥取県告示第二百三十六号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条  
第一項の規定により、指定医療機関として、次のものを指定した。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
指定年月日 昭和三十三年五月十六日  
名 称 大村薬局  
所 在 地 鳥取市片原三丁  
管轄保健所 目三四番地

### 告 示

鳥取県告示第二百三十七号  
新農山漁村建設総合対策要綱(昭和三十一年四月六日開議決定)に基く昭和三十三年度農林漁業地域を次のとおり指定する。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号 農林漁業地域名 地域の範囲

一 鳥取市湖南地域

鳥取市湖南のうち旧湖山村、旧千代

二 鳥取市湖南地域

鳥取市湖南のうち旧吉岡村、旧大郷

三 倉吉市四方寺地

倉吉市のうち旧社村、旧灘手村

四 米子市弓浜地域

米子市のうち旧夜見村、旧富益

五 若桜町地域

八頭郡若桜町の区域

鳥取県告示第二百三十八号  
食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第十三条第三項の規定による職務の執行に関する証票を昭和三十三年五月二十六日次のとおり変更交付した。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

新規発行番号 勤務所 職名 氏名

新規 二二 倉吉市市民課 倉吉市事務吏員 伊藤 進

**鳥取県告示第二百三十九号**

健康保険法(大正十一年法律第七十号)に基く完全給食の実施を次のとおり承認し、昭和三十三年四月一日から適用する。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名	施称	所	在地	設	対象	承認年月日	承認番号
鳥取県立整肢学園	米子市上福原一八三三ノ一	施設全部	昭和三十三年四月一日	食第二十六号			
鳥取大学医学部附属病院	" 西町 "	"	"	食第二十七号			

**鳥取県告示第二百四十号**

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年五月二十三日変更登録した。

昭和三十三年五月三十日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
(ほ)第一二号登録	昭三三、一〇、一九	東亜土木建築工業有限会社	(新)倉吉市宮川町一八四ノ一 (旧)宮川町一七七ノ二三	馬野雄治郎

**鳥取県告示第二百四十一号**

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂	日野郡多里村多里
一 作業の種類 基本測量(一、三等三角測量)	(新)松浦 邦義
二 作業期間 昭和三十三年五月二十八日から	(旧)出垣 房治
三 作業地域 鳥取市、倉吉市	茂
岩美郡岩美町、福部村、国府町、津ノ井村	
八頭郡郡家町、若桜町、船岡町、河原町、用瀬町	
東伯郡羽合町、北条町、東郷町、三朝町	

**鳥取県告示第二百四十二号**

昭和三十二年十二月二十七日公表した森林区施業計画の決定並びに森林区実施計画案中37森林区制限林の伐採立木材積の許容限度に誤りがあるので、次のとおり訂正する。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県知事 遠 藤 正

茂

森林実施計画	森林業園地計画	区画	分	
			制限林の種類	積を又の材度を定める所在
37 森林区	37 森林区	江府町	主伐	伐採立木容度の許定は所在
		一 一	間伐	森林田の集めの所在
		二 三	合計伐	主間伐
		三 五	主伐	主伐
		四 六	間伐	間伐
		一 一	合計伐	合計伐
		四 六	主伐	主伐
		一 一	間伐	間伐
		二 三	合計伐	合計伐
		三 五	主伐	主伐
		四 六	間伐	間伐
		一 一	合計伐	合計伐
		五、一四	主伐	主伐
		一 一	間伐	間伐
		五、一四	合計伐	合計伐

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙鳥取県選挙区における当選人で公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第一百五条の規定により当選証書を附与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長

武

井

正

住

所

氏

名

附

与

年

月

日

東京都港区芝白金猿町六一	武	正
鳥取県米子市日の出町三一	德	安
東京都武藏野市吉祥寺一九三一	赤	澤
鳥取県米子市灘町三丁目四二	古	井
	喜	實
	足	覺

3 その他

2 定例報告

1 その他の

## 鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県教育委員長 米 原 積

一日時 昭和三十三年六月四日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 協議題

## 鳥取県人事委員会規則第七号

## 人事委員会規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年五月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

・ 附 則	この規則は、昭和三十三年五月三十一日から施行する。
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を ここに公布する。	この規則は、昭和三十三年五月三十一日から施行する。
昭和三十三年五月三十日 鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏	鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月 鳥取県条例第十一号）第二条の規定により、昭和三十三 年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。
鳥取県人事委員会規則第八号	昭和三十三年五月三十日
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改 正する規則	鳥取県知事 遠藤茂
給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年鳥取県人 事委員会規則第七号）の一部を次のように改める。	一 受験資格
二 高校教育課の指導主査、指導係長及び指導主事 第二条第一項第二号を次のように改める。 第三条第二項第三号を次のように改める。	（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校に おいて、林業に関する正規の課程を修めて卒業した 者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和十六 年文部省令第五十四号）、専門学校卒業程度検定規 程（昭和十八年文部省令第四十六号）、旧実業学校

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則  
（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

## 別表第一中

畜産加工所	事務吏員、技術吏員をもつてあてる職	主事補、技師補及び他の等級に属さない職
農産加工所	事務吏員、技術吏員をもつてあてる職	主事補、技師補及び他の等級に属さない職

## 別表第三中

畜産加工所	事務吏員、技術吏員をもつてあてる職	主事補、技師補及び他の等級に属さない職
農産加工所	事務吏員、技術吏員をもつてあてる職	主事補、技師補及び他の等級に属さない職

## 別表第四中

本 庁	本 庁	本 庁
を	を	を
義務教育課 体育指導主査 社会教育課 社会教育主査	高校教育課 指導主査	に改める。
に改める。	に改める。	に改める。
に改める。	に改める。	に改める。

教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により林業に関する学科目の検定に合格した者。

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校、旧実業学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧中等学校令（昭和三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、当該試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達する者。

二 試験実施方法

（一）最終学校卒業証明書

（二）受験願書の受付期間

昭和三十三年六月十五日から  
昭和三十三年七月十日まで

（三）受験願書の受付場所

鳥取市東町 鳥取県経済部林務課

（四）試験の期日

昭和三十三年八月二日 午後「時三十分から  
昭和三十三年八月三日 午前九時から

四 試験の場所

鳥取市東町 鳥取県立西高等学校校舎

四 試験の項目

試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

筆記試験は、学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行う。

口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

三 出願書類

（一）受験願書（別記第二号様式）

（二）履歴書（別記第三号様式）

（三）最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

（四）受験資格を有する者である職歴証明書（別記第四号様式）

（五）写真（最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

四 受験手数料

受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。

既納の手数料は還付しない。

五 合格者の公表

試験実施後一月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し、合格証書を交付

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する奨励

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導試験研究又は教育

四 前二号に規定するほか、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が八年以上に達する者

（注）受験資格四により認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書（別記第一号様式）に次の書類を添え、昭和三十三年六月二十七日までに知事に提出すること。

（一）履歴書（別記第三号様式）

鳥取県知事

殿

名印

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右

書類を添えて出願します。

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係

別記第二号様式（日本標準規格B5）  
収入証紙  
ちよう付らん受験願書  
本籍  
現住所

氏（ふりがな）

年 月 日

生名

## 別記第三号様式

履歴書  
本籍  
現住所

氏（ふりがな）

卒業年次

学

年

月

履歴

歴

年

月

年

月

職

歴

年

月

賞

勤務期間

勤務場所

職名

業務内容

学校名及び専攻科目

所在

地

## 別記第一号様式（日本標準規格B5）

六 その他  
する。

（一）試験に關し不正行為があつた場合は試験を停止し、又はその合格を無効とする。

（二）試験に關する詳細については、鳥取県經濟部林務課又はもよりの山林事務所に照会のこと。  
なお郵便で照会の場合は返信料を同封すること。

## 受験資格認定申請書

本籍

現住所

氏（ふりがな） 名  
年 月 日

年 月 日

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であるとの認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

鳥取県知事 殿  
右氏  
名印

至自年	至自年	勤務期間	学	履歴	本籍	履歴書
年月	年月	年月月	年月	年月	現住所	氏（ふりがな）
賞	勤務場所	職名	学校名及び専攻科目	所在	所在	年 月 日 生名
罰				地		名印
業務内容						

別記第四号様式

職歴証明書

職名

氏(ふりがな)

年 月 日 生

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名

氏 名

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印 発  
刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町  
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取  
鳥 取 市 東 町 取  
印 刷 所 県